

別表1 事故の報告書（本件対象文書1から11まで、13及び14に限る。）

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
1 千葉県立高等学校又は特別支援学校長が実施機関に報告した事故の報告書	(1) 学校の番号（本件対象文書7から11まで及び13に限る。）	3	事故職員が所属した学校の番号であって、学校ごとに付されるものであり、実施機関に照会すれば、学校の番号に対する学校の名称は回答される。当該名称は、事故職員が所属した学校の名称であり、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(2) 文書の記号	3	県立学校行政文書規程（昭和62年千葉県教育委員会訓令第2号）別表第2に定められており、学校の名称の全部又は一部を当該記号としている。当該記号は事故職員が所属した当該名称であり、当該名称は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(3) 文書の番号	3	校長が実施機関に事故を報告した月日と同じである可能性が高い事務処理の終了年月日及び当該番号が一般の閲覧に供されていることから、事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(4) 施行の月日	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(5) 校長の名称	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(6) 校長の氏名	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(7) 校長の印影	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(8) 発生日時の欄の次に掲げる情報			
	ア 月日	3	事故が発生した月日であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(9) 発生場所の欄の次に掲げる情報			
	ア 地番（本件対象文書1から11までに限る。）	3	事故が発生した場所の地番であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、当該場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 道路の名称（本件対象文書3及び6に限る。）	3	既に開示されている情報から、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、当該場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ウ 道路の名称（本件対象文書1、5、7及び11に限る。）	5	道路の種類、県道の名称又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
エ 交差点の名称（本件対象文書2に限る。）	3	地名を表しており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示	
オ 教室の名称（本件対象文書13及び14に限る。）	5	特別な調査をしなければ学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示	

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(10) 事故職員又は当事者の欄の次に掲げる情報			
	ア 事故職員の氏名	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	イ 事故職員の生年月日（本件対象文書14に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ウ 事故職員の年齢	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	エ 事故職員の個人に関する記述（本件対象文書1に限る。）	4	事故職員の私生活の内容に係る情報であって、私事に関するものであるため。	不開示
	オ 事故職員が担任した幼稚園、小学部、中学部又は高等部のいずれかの情報（本件対象文書2に限る。）	5	複数の県立特別支援学校に存在し、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	カ 事故職員が担任した学科（本件対象文書7から11まで及び13に限る。）	5	複数の県立高等学校に存在し、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	キ 事故職員の住所	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ク 運転していた自動車の種類（本件対象文書3に限る。）	5	既に開示されている情報から類推できる情報であり、事故職員を特定することはできない情報であるため。	開示
	ケ 運転していた自動車の車種（本件対象文書5及び7から11までに限る。）	5	事故職員を特定することはできない情報であるため。	開示
	コ 事故職員の自動車に同乗した者の氏名（本件対象文書1及び10に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	サ 事故職員の自動車に同乗した者の年齢（本件対象文書1及び10に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	シ 事故職員の自動車に同乗した者の所属（本件対象文書1に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ス 事故職員の自動車に同乗した者の学年（本件対象文書1及び10に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	セ 事故職員の自動車に同乗した者の住所（本件対象文書10に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(11) 相手側の欄の次に掲げる情報			
	ア 相手側の氏名（本件対象文書1から11までに限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	イ 相手側の年齢（本件対象文書1、2、4から7まで、9から11までに限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ウ 相手側の職業（本件対象文書1、2、4から11までに限る。）	4	個人の生活の状況に関する情報であるため。	不開示
	エ 相手側の所属及び学年（本件対象文書10に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	オ 相手側の住所のうち市町村の名称、大字、字及び地番（本件対象文書1から11までに限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	カ 相手側の住所のうち上記オを除く情報（本件対象文書2及び7に限る。）	5	市町村の名称、大字、字及び地番が記録されておらず、住所を特定することはできない情報であるため。	開示
	キ 運転していた自動車の種類（本件対象文書11に限る。）	5	相手側を特定することはできない情報であるため。	開示
	ク 運転していた自動車の車種（本件対象文書3、5から7までに限る。）	5	相手側を特定することはできない情報であるため。	開示
	(12) 事故の程度の欄の次に掲げる情報			
	ア 個人に対する事故の程度（本件対象文書1、2、5から10まで、13及び14に限る。）	4	個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	イ 年齢（本件対象文書7に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(13) 事故の状況又は事故の状況及び原因の欄の次に掲げる情報			
	ア 事故が発生した月日	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 事故が発生した曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 事故職員が向かっていた場所（本件対象文書1、2、8、10及び11に限る。）	3	グラウンド、健康診断を受診する予定であった場所、病院、駅又は研修の会場の名称であり、事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	エ 事故職員が向かっていた場所の所在（本件対象文書2及び8に限る。）	5	事故職員が向かっていた場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	オ 研修会の名称（本件対象文書11に限る。）	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した月日を特定することができる情報であり、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	カ 事故が発生した市町村の名称、大字、字及び地番（本件対象文書1、3、7（7にあっては市町村の名称及び大字）、9及び11に限る。）	3	事故が発生した市町村の名称、大字、字及び地番が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	キ 道路の名称（本件対象文書3に限る。）	3	既に開示されている情報から、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ク 道路の名称（本件対象文書5及び11に限る。）	5	県道又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ケ 教室の名称（本件対象文書14に限る。）	5	特別な調査をしなければ学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	コ 事故職員に係る方面を示す情報（本件対象文書1（道路の名称を除く。）から4まで、6、7、9（駅の名称に限る。）、10に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	サ 事故職員に係る方面を示す情報（本件対象文書1（道路の名称に限る。）、5、8、9（駅の名称を除く。）、11に限る。）	5	国道の名称、県道の名称、市町村の名称がわかる方面を示す情報又は線路の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	シ 相手側に係る方面を示す情報（本件対象文書1、2、4、6、7及び10に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ス 相手側に係る方面を示す情報（本件対象文書8及び9に限る。）	5	市町村の名称がわかる方面を示す情報、線路の名称又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	セ 個人に対する事故の程度（本件対象文書14に限る。）	4	個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(14) 受付印の月日（本件対象文書1から11まで及び14に限る。）	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(15) 当日事故発生時までの事故職員の行動状況の欄の次に掲げる情報			
	ア 事故が発生した月日（本件対象文書1から11までに限る。）	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 事故が発生した曜日（本件対象文書1から11までに限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 事故職員が向かっていた場所（本件対象文書2、8、10及び11に限る。）	3	健康診断を受診する予定であった場所、病院、駅又は研修の会場の名称であり、事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	エ 事故職員が向かっていた場所の所在（本件対象文書2及び8に限る。）	5	事故職員が向かっていた場所及び病院を特定することはできない情報であるため。	開示
	オ 勤務先の所在（本件対象文書3に限る。）	5	事故職員の勤務している場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	カ 研修会の名称（本件対象文書11に限る。）	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した月日を特定することができる情報であり、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	キ 事故職員の個人に関する記述（本件対象文書1に限る。）	4	事故職員の私生活の内容に係る情報であって、私事に関するものであるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(16) 現場の見取図又は現場の見取り図の欄の次に掲げる情報			
	ア 方面を示す情報（本件対象文書1（道路の名称を除く。）、2から4まで、6、7、9（駅の名前に限る。）及び10に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 方面を示す情報（本件対象文書1（道路の名称に限る。）、5、8、9（駅の名前に限る。）及び11に限る。）	5	国道の名称、県道の名称、市町村の名称がわかる方面を示す情報又は線路の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 事故が発生した場所に近い川の名称（本件対象文書5に限る。）	3	事故が発生した場所に近い川の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	エ 事故が発生した場所に近い川の名称（本件対象文書1に限る。）	5	河川の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	オ 事故が発生した場所に近い橋の名称（本件対象文書1に限る。）	3	事故が発生した場所の近くにある橋の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	カ 建物の名称（本件対象文書2から4まで、6、7、9及び10に限る。）	3	事故が発生した場所の近くにある建物の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	キ 事故が発生した場所の付近の名称（本件対象文書5に限る。）	3	事故が発生した場所の付近の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ク 道路の名称（本件対象文書6（当該欄中、下に記録されているものに限る。）に限る。）	3	既に開示されている情報から、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ケ 道路の名称（本件対象文書5、6（当該欄中、上に記録されているものに限る。）及び11に限る。）	5	国道の名称又は県道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	コ 教室の名称（本件対象文書14に限る。）	5	特別な調査をしなければ学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(17) 事故発生後の処置又は事故発生時の処置の欄の次に掲げる情報			
	ア 事故が発生した月日	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 事故が発生した曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 病院の所在（本件対象文書1、2、5から10まで、13及び14に限る。）	5	病院を特定することはできない情報であるため。	開示
	エ 病院の名称（本件対象文書1、2、5から10まで、13及び14に限る。）	4	搬送された病院又は受診した病院の名称であることから、個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	オ 個人に対する事故の程度（本件対象文書1、13及び14に限る。）	4	個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	カ 警察署の名称（本件対象文書2に限る。）	3	2つの警察署の職員が事故が発生した場所に来ていることから、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	キ 警察署の名称（本件対象文書3に限る。）	3	既に開示されている情報から、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ク 派出所の名称（本件対象文書8に限る。）	3	事故が発生した場所の近くの派出所に事故職員が行っていることから、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ケ 警察署の名称（本件対象文書1、4から8まで及び11に限る。）	5	事故が発生した場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	コ 教頭の氏又は氏名（本件対象文書2、3、4、6、8、9、13及び14に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	サ 事故が発生した場所を通りかかった教員の氏（本件対象文書6に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	シ 事故が発生した場所に駆け付けた教員の氏名又は氏（本件対象文書13に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ス けがの状況を確認した教員の氏（本件対象文書14に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	セ 養護教諭の氏（本件対象文書14に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ソ 校長に第一報を報告した日（本件対象文書8に限る。）	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	タ 校長に第一報を報告した曜日（本件対象文書8に限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	チ 学校安全保健課に第一報を報告した日（本件対象文書6及び8に限る。）	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	ツ 学校安全保健課に第一報を報告した曜日（本件対象文書6及び8に限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(18) 校長の意見の欄の事故職員の個人に関する記述（本件対象文書1に限る。）	4	事故職員の私生活の内容に係る情報であって、私事に関するものであるため。	不開示
	(19) その他参考となる事項又はその他の参考事項の欄の次に掲げる情報			
	ア 1行目23文字目から30文字目まで、2行目1文字目及び2文字目（本件対象文書2に限る。）	4	職務専念義務が免除された事由の個別的内容が明らかになるものであり、事故職員の私事に関する情報であるため。	不開示
	イ 2行目4文字目から15文字目まで（本件対象文書2に限る。）	1	職務遂行に当たっての基本的な義務である職務専念義務が免除されているか否かは、職務遂行に関する情報というべきであり、私事に関する情報とは言い難いと認められるため。	開示
	ウ 3行目17文字目から21文字目まで（本件対象文書2に限る。）	5	事故職員の氏名を不開示と判断したことから、開示しても、事故職員の氏名を特定することはできない情報であるため。	開示
	エ 月日（本件対象文書13及び14に限る。）	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	オ 曜日（本件対象文書14に限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	カ 服務に関する記述（本件対象文書13に限る。）	4	事故職員の私生活の内容に係る情報であって、私事に関するものであるため。	不開示
	キ 服務に関する記述（本件対象文書14に限る。）	5	事故職員の氏名を不開示と判断したことから、開示しても、事故職員の氏名を特定することはできない情報であるため。	開示
	ク 学校の名称（本件対象文書13に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ケ 個人に関する記述（本件対象文書13に限る。）	4	事故職員の私生活の内容に係る情報であって、私事に関するものであるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
2 校長に報告した事故の報告書の写し	(1) 報告した月日（本件対象文書1から11に限る。）	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(2) 報告した曜日（本件対象文書3及び6に限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(3) 学校の名称（本件対象文書1から11に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(4) 事故職員の氏名及び印影（本件対象文書1から11に限る。本件対象文書10にあつては氏名）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(5) 発生日時の欄の次に掲げる情報			
	ア 月日（本件対象文書1から11に限る。）	3	事故が発生した月日であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 曜日（本件対象文書1から6まで、8から11までに限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(6) 発生場所の欄の次に掲げる情報			
	ア 市町村の名称、大字、字及び地番（本件対象文書1から11に限る。本件対象文書10にあつては市町村の名称及び大字）	3	事故が発生した場所の市町村の名称、大字、字及び地番であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、当該場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 交差点の名称（本件対象文書2に限る。）	3	地名を表しており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ウ 建物の名称（本件対象文書10に限る。）	3	事故が発生した場所の近くにある建物の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
エ 道路の名称（本件対象文書11に限る。）	5	国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示	

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(7) 事故の概要又は事故概要の欄の次に掲げる情報			
	ア 事故が発生した月日（本件対象文書3（3にあつては日）、6、8、9及び11に限る。）	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 事故が発生した曜日（本件対象文書3、6、8及び11に限る。）	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 事故が発生した地番（本件対象文書9及び11に限る。）	3	事故が発生した場所の地番が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、当該場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	エ 建物の名称（本件対象文書4及び6に限る。）	3	事故が発生した場所の近くにある建物の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	オ 事故が発生した場所の付近の名称（本件対象文書5に限る。）	3	事故が発生した場所の付近の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	カ 道路の名称（本件対象文書6に限る。）	3	既に開示されている情報から、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	キ 道路の名称（本件対象文書5及び11に限る。）	5	県道又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ク 相手側の住所（本件対象文書8に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ケ 事故職員が向かっていた場所（本件対象文書1、8、10及び11に限る。）	3	グラウンド、病院、駅又は研修の会場の名称であり、事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	コ 相手側の氏名（本件対象文書1及び8に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	サ 交差点の名称（本件対象文書3及び6に限る。）	3	地名を表しており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	シ 研修会の名称（本件対象文書11に限る。）	3	事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した月日を特定することができる情報であり、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	ス 事故職員に係る方面を示す情報（本件対象文書2及び9（駅の名称に限る。）に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	セ 事故職員に係る方面を示す情報（本件対象文書5、8、9（駅の名称を除く。）及び11に限る。）	5	市町村の名称がわかる方面を示す情報又は線路の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ソ 相手側に係る方面を示す情報（本件対象文書7及び10に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	タ 相手側に係る方面を示す情報（本件対象文書9に限る。）	5	線路の名称又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	チ 会社の名称（本件対象文書3に限る。）	3	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ツ 5行目1文字目及び2文字目（本件対象文書7に限る。）	5	既に開示されている情報から類推できる情報であるため。	開示
	テ 個人に対する事故の程度（本件対象文書5、7、8及び10に限る。）	4	個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	ト 病院の名称（本件対象文書6、8及び10に限る。）	4	搬送された病院又は入院中の近親者の病院の名称であることから、個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	ナ 警察署の名称（本件対象文書8に限る。）	5	事故が発生した場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ニ 駐在所の名称（本件対象文書8に限る。）	3	事故が発生した場所の近くの駐在所に事故職員が行っていることから、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	ヌ 3行目20文字目及び21文字目（本件対象文書7に限る。）	5	相手側を特定することはできない情報であるため。	開示
	ネ 相手側の年齢（本件対象文書7に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ノ 相手側が運転していた自動車の種類（本件対象文書11に限る。）	5	相手側を特定することはできない情報であるため。	開示
	(8) 現場見取図、現場の見取り図、現場の見取図又は現場見取り図の欄の次に掲げる情報			
	ア 方面を示す情報（本件対象文書1、2、4、7、9（駅の名称に限る。）及び10に限る。）	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 方面を示す情報（本件対象文書5、8、9（駅の名称を除く。）及び11に限る。）	5	市町村の名称がわかる方面を示す情報、線路の名称又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	ウ 建物の名称（本件対象文書2、4、7、9及び10に限る。）	3	事故が発生した場所の近くにある建物の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	エ 事故が発生した場所に近い川及び当該場所の付近の名称（本件対象文書5に限る。）	3	事故が発生した場所に近い川及び当該場所の付近の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	オ 道路の名称（本件対象文書5及び11に限る。）	5	県道又は国道の名称であり、事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	(9) 備考（反省等）又は備考（反省）の欄（本件対象文書1から11に限る。）	4	個人の内心に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報の種別	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(10) 校長が当該報告書の写しを原本と相違ないことを証明した次に掲げる情報			
	ア 月日（本件対象文書1から11に限る。）	3	それぞれ事故の案件ごとに事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 校長の名称、氏名及び印影（本件対象文書1から11に限る。）	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	(11) 乗車名簿のうち次に掲げる情報（本件対象文書3に限る。）			
	ア コースの名称	3	当該特別支援学校の児童及び生徒をバスで送迎するための運行の経路の名称であり、学校の名称を特定することができる情報であるため。	不開示
	イ 嘱託介助員の氏名、年齢及び住所	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
	ウ 児童生徒名、保護者名及び住所	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示

備考

- 1 不開示とした情報の種別の欄の1は、条例第8条第2号ただし書ハに該当し、開示すべき情報である。
- 2 不開示とした情報の種別の欄の2は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当し、不開示が妥当である情報である。
- 3 不開示とした情報の種別の欄の3は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するとは、必ずしも言えないが、事故の内容が明らかとなることにより事故職員等を特定することが出来ることとなることから、事故職員等の権利利益が害されるおそれがあり、部分開示を行うことはできず、不開示が妥当である情報である。
- 4 不開示とした情報の種別の欄の4は、私事に関する情報、個人の生活の状況に関する情報又は個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であって、事故職員等の権利利益が害されるおそれがあり、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示が妥当である情報である。
- 5 不開示とした情報の種別の欄の5は、事故職員等を特定することができず、事故職員等の権利利益が害されるおそれがなく、条例第9条第2項により部分開示すべき情報である。

別表2 事故の報告書（本件対象文書12に限る。）

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
1 教育庁葛南教育事務所長が県教育委員会教育長に進達したかがみ文	(1) 実施機関の文書の番号	3	所長が教育長に進達した月日と同じである可能性が高い事務処理の終了年月日及び当該番号が一般の閲覧に供されていることから、事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(2) 進達した月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(3) 市教育委員会教育長から報告があった月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(4) 市教育委員会の文書の記号	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(5) 市教育委員会の文書の番号	3	開示すべきと判断した市教育委員会の文書の記号及び当該番号を併せて市教育委員会に照会すれば、市教育委員会教育長が教育庁葛南教育事務所長に報告した月日は回答されることから、事故が発生した月日を類推できる情報であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(6) 市教育委員会教育長の名称	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(7) 受付印の月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
2 市教育委員会が教育庁葛南教育事務所長に提出したかがみ文	(1) 文書の記号	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(2) 文書の番号	3	開示すべきと判断した市教育委員会の文書の記号及び当該番号を併せて市教育委員会に照会すれば、市教育委員会教育長が教育庁葛南教育事務所長に報告した月日は回答されることから、事故が発生した月日を類推できる情報であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(3) 施行の月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(4) 市教育委員会の名称	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(5) 市教育長の氏名	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(6) 市の名称	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
	(7) 学校の名称	3	事故職員が所属した学校を特定することができる情報であり、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するため。	不開示
	(8) 受付印の月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
3 校長が市教育委員会に報告した事故の報告書	(1) 収受の印影の月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(2) 収受の印影の月日を除く情報	5	収受した市教育委員会の担当課（所）の名称及び記号番号であるが、前者については、事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、後者については、市教育委員会の担当課（所）の内部で管理されている情報に過ぎないことから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。また、収受年は、請求文書の特定から自明である。	開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報の種別	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
(3) 文書の記号	3	3	市の規定に定められており、学校の名称の一部を当該記号としている。当該記号は事故職員が所属した当該名称であり、当該名称は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(4) 文書の番号	5	5	学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
(5) 施行の月日	3	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
(6) 市の名称	5	5	事故を報告した市教育委員会が管理する小学校は、複数存在することから、学校の名称を特定することはできない情報であるため。	開示
(7) 学校の名称	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(8) 校長の氏名	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(9) 校長の印影	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(10) 発生日時の月日	3	3	事故が発生した月日であり、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
(11) 発生日時の曜日	5	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
(12) 発生場所の地番	3	3	事故が発生した場所の地番が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、当該場所を特定することができる情報であるため。	不開示
(13) 事故職員の氏名、生年月日、年齢及び住所	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(14) 事故職員の性別及び自動車の車種	5	5	事故職員を特定することはできない情報であるため。	開示
(15) 相手側の氏名、年齢及び住所	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(16) I 4 (2) ①の相手側の氏名、年齢及び住所を除く情報	4	4	個人の生活の状況に関する情報であるため。	不開示
(17) 相手側の自動車の車種	5	5	事故職員を特定することはできない情報であるため。	開示
(18) 相手側の自動車に同乗した者の氏名及び年齢	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(19) 相手側の自動車に同乗した者Aの住所	5	5	市町村の名称、大字、字及び地番が記録されておらず、住所を特定することはできない情報であるため。	開示
(20) 相手側の自動車に同乗した者Bの住所	2	2	条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められるため。	不開示
(21) I 4 (2) ③の相手側の自動車に同乗した者の氏名、年齢及び住所を除く情報	4	4	個人の生活の状況に関する情報であるため。	不開示
(22) 個人に対する事故の程度	4	4	個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
(23) 事故職員に係る方面を示す情報	3	3	事故が発生した地域が特定され、故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示

行政文書を構成する文書の名称	不開示とした情報の種別	不開示とした情報の種別	開示又は不開示とする理由	判断
	(24) 相手側に係る方面を示す情報のうち来た方面を示す情報	3	事故が発生した地域が特定され、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	(25) 相手側に係る方面を示す情報のうち行く方面を示す情報	5	事故が発生した地域、場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	(26) 建物の名称	3	事故が発生した場所の近くにある建物の名称が記録されており、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故が発生した場所を特定することができる情報であるため。	不開示
	(27) 病院の名称	3	搬送された病院及び転院した病院の名称であることから、個人の身体に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべきものであるため。	不開示
	(28) 手術を受けた月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(29) 手術を受けた曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(30) 事情聴取が行われた月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(31) 事情聴取が行われた曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(32) 通知がある予定の時期	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(33) 教頭、校長及び市教育委員会に連絡した月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示
	(34) 教頭、校長及び市教育委員会に連絡した曜日	5	事故が発生した月日を特定することはできない情報であるため。	開示
	(35) 警察署の名称	5	事故が発生した場所を特定することはできない情報であるため。	開示
	(36) 全職員に対する指導の月日	3	事故が発生した月日を類推できる情報であり、当該月日は、事故職員等及び事故職員等の知人その他の関係者にとっては、事故を想起させ、事故職員等がだれであるかを特定することができる情報であるため。	不開示

備考

- 1 不開示とした情報の種別の欄の1は、条例第8条第2号ただし書に該当し、開示すべき情報である。
- 2 不開示とした情報の種別の欄の2は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当し、不開示が妥当である情報である。
- 3 不開示とした情報の種別の欄の3は、条例第9条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当するとは、必ずしも言えないが、事故の内容が明らかとなることにより事故職員等を特定することが出来ることとなることから、事故職員等の権利利益が害されるおそれがあり、部分開示を行うことはできず、不開示が妥当である情報である。
- 4 不開示とした情報の種別の欄の4は、私事に関する情報、個人の生活の状況に関する情報又は個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報であって、事故職員等の権利利益が害されるおそれがあり、条例第9条第2項により部分開示を行うことはできず、不開示が妥当である情報である。
- 5 不開示とした情報の種別の欄の5は、事故職員等を特定することができず、事故職員等の権利利益が害されるおそれがなく、条例第9条第2項により部分開示すべき情報である。